

レッスン02 リスク・カテゴリー

(1) リスク・カテゴリーとは

金融機関のリスク管理では、リスクを発生させる要因（リスク・ファクターといいます）の性質ごとにリスクを分類して、各分類の特性に応じた実務対応を行うのが一般的ですが、この分類のことをリスク・カテゴリーといいます。リスク・カテゴリーをどのように定めるかは金融機関の事業内容や組織体制に左右され、答えは一つではありません。以下では代表的と思われるリスク・カテゴリーについて述べます。

(2) 金融リスクと非金融リスク

金融機関の業務に付随するリスクを、以下のように「金融リスク」「非金融リスク」に大別することができます。

- ☒ **金融リスク**：金融事業に特有のリスク
- ☒ **非金融リスク**：その他事業にも共通するリスク

金融機関は金融事業を主なビジネスとして営んでいますので、一般企業よりも金融リスクの比重が高くなります。逆に一般企業では、非金融リスクの重要性が金融機関の場合より相対的に高くなります※7。

また、リスクの統制手法の性格が両者では大きく異なります。金融リスクでは、リスクを計量し金額で表したうえで、自己資本の一定割合に抑える手法（このコースを通して**資本管理手法**といいます）や、取引の残高を所定の上限や比率に基づいて設定した枠内に維持する手法（このコースを通して**枠管理手法**といいます）のような数量管理がメインになります。

かたや非金融リスクでは、資本管理手法も採り入れられていますが、数量管理によらない内部統制（組織体制の構築、業務手順の整備や遵守、研修やトレーニングの充実など）がより重要となります。こうしたアプローチの違いから、非金融リスクの管理を所掌する会議体や部門を金融リスクとは分けて設置している金融機関も見られます。

※7 一般企業でも、資金繰りは欠かせない業務であるうえ社外への投融資を行っている場合もあるので、金融リスクはゼロではありません。

(3) 金融リスクのリスク・カテゴリー

金融リスクは、市場リスク、信用リスク、流動性リスクという3種のリスク・カテゴリーから構成されます。

1. 市場リスク

市場要因の変動により保有する資産や負債の価値が上下して損失を被るリスク。

保有する株式の価格が下落して損失となる可能性は、もっともわかりやすい市場リスクのひとつでしょう。

2. 信用リスク

取引相手先の財務状態の悪化などで与信取引の価値が低下して損失を被るリスク。

貸出先の財務状況が悪くなって元利の返済が滞り損失につながる可能性が、一般的な信用リスクです。

市場リスクと信用リスクの統制手法は、いずれも資本管理手法と枠管理手法によりますが、詳細については、それぞれ第2部と第3部で説明します。

市場リスクと信用リスクの分類で実務上注意する点

- ① 取引先の信用状態の変化を主要な収益機会として金融市場で取り組まれる取引（CDS^{※8} など）には一種の信用リスクが伴いますが、このような金融市場で取引される信用リスクを、市場性信用リスクとして市場リスクの一種として扱う金融機関があります。
- ② 市場リスクは金融市場以外の市場要因の変動による場合も含まれるのが通常で、たとえば、コモディティ、不動産、天候なども、その変動を収益機会とする市場が形成され取引が行われていれば、そこには市場リスクが存すると考えられます。
- ③ 信用リスクのうち、海外向け与信取引について、与信先の属する国・地域の外貨事情、政治・経済状況、地政学的要因などにより損失を被るリスクをカントリーリスクといいます。これは取引相手先の財務状態に直接かかるリスクではありませんが、間接的に海外の取引相手先の財務状態に影響する可能性があるため、信用リスクの一側面として扱われるのが一般的です。

※8 クレジット・デフォルト・スワップの略で、クレジットデリバティブ（信用リスクの移転を目的とするデリバティブ取引）の一種であり、一定の信用事由の発生時に生じる損失額の補填を受ける仕組みを持つ取引のことをいいます。

3. 流動性リスク

流動性リスクは、資金流動性リスクと市場流動性リスクから成り立っています。

☑ 資金流動性リスク

想定外の資金流出や突発的な資金調達ニーズの発生などで、必要な資金の調達が不能になったり資金の調達コストが著しく上昇したりすることで損失を被るリスク。

資金繰りリスクとも呼ばれ、銀行において預金の引き出しに顧客が殺到して不測の資金流出が発生する可能性が一例です。

☑ 市場流動性リスク

市場の混乱や取引量の不足などで、適切なタイミング・価格・ボリュームで取引できなくなり損失を被るリスク。

いわゆるリーマンショックで大手金融機関の破たんが現実となり、金融機関が相互に疑心暗鬼となって資金を融通しなくなり短期金融市場が混乱したケースは、市場流動性リスクが顕在化した典型です。

流動性リスクの統制にはさまざまな枠管理手法が用いられていますが、具体例は第 5 部で紹介します。

(4) 非金融リスクのリスク・カテゴリー

非金融リスクのリスク・カテゴリーは、オペレーショナル・リスクと戦略リスクです。

1. オペレーショナル・リスク

不適切な手続き、システム、役職員の活動、外部事象などにより損失を被るリスク。

たとえば、証券会社の職員が株式の売り注文の価格を誤って証券取引所に出してしまい証券会社の損失につながる、あるいは企業の業務用のサーバーが外部からサイバー攻撃を受けたことで業務に支障が生じ被害を受けるといった可能性は、オペレーショナル・リスクに該当します。

オペレーショナル・リスクは広範な範囲に亘るため、内訳として事務リスク、システムリスクといったサブカテゴリーを各金融機関で定めます。また、統制手法は資本管理手法と内部統制がメインとなりますが、サブカテゴリーや統制手法の具体的な内容は第 4 部で学習します。

2. 戦略リスク

経営判断の失敗や不備、事業戦略の不完全な実施から損失を被るリスク。

例としては、地域金融機関の経営層が、自らの営業地域でのキャッシュレス決済の普及速度を読み違えて、デジタル対応投融资といった経営戦略に踏み切れず、顧客利便性が低下し顧客離れを招く結果、収益機会を縮小させる可能性が挙げられるでしょう。

戦略リスクの統制手法としては、取締役会など組織全般の経営に責任を持つ層や機関が事業戦略を明確に打ち出し、自ら適時にそれらの妥当性をチェックする^{※9}ような内部統制を実践していくことに尽きます。そうした内部統制の実践が健全に行われているかは、監査役会によってきちんと監督されていないかもしれません。

戦略リスクは組織の経営そのものに直接付随するリスクであるため、リスク管理部門が所掌するリスク管理にはなじまないものとしてリスク・カテゴリーに含めない金融機関も存在します。その場合は、非金融リスク＝オペレーショナル・リスクということになります。

レッスンの最初でも触れましたが、リスク・カテゴリーをどのように定めるかは金融機関の事業内容や組織体制に左右されます。

金融機関の中でも保険会社では、保険を引き受けることで、保険事故の発生率や解約率、事業費率などの変動により保険契約の価値が上下して損失を被るリスクである「引受リスク」が重要です。

また、決済件数や金額が膨大で国境を越えて広域に及ぶ金融機関では、取引相手先から予定されたタイミングや数量・金額で資金や資産を受領できないことで損失を被るリスクを「決済リスク」としてリスク・カテゴリーのひとつとして扱うケースもあります。このコースでは決済リスクを、上記の信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクがそれぞれ単独で、または複合的に絡むことで認識される副次的なリスクと考え、リスク・カテゴリーには含めないこととします。

^{※9} たとえば、事業戦略が否定されるようなシナリオを想定し、当該シナリオの発生可能性や影響度を分析することで事業戦略の妥当性をチェックする方法が考えられます。

レッスン03 金融規制とリスク管理

(1) バーゼル規制

金融のグローバル化や国際競争が加速していく中で、金融システムの安定、国際競争での公平性の維持、開示情報の透明性の確保を目的に、バーゼル銀行監督委員会^{※10} が国際的に活動する金融機関に対して規制を課しています。このバーゼル規制は、1988 年に国際合意された最初の規制（バーゼル I^{※11}）に始まり、2004 年に最終案が確定した最初の大改正バーゼル II、および 2010 年 12 月に公表され細部の最終化が 2017 年 12 月にまでずれ込んだ 2 度目の大改正バーゼル III を経て^{※12} 現在の内容となっていますが、この期間を通して金融機関のリスク管理実務に大きな影響を及ぼし続けています。

バーゼル規制自体は関係国・地域の金融監督当局間の合意に過ぎず、合意内容に沿った法令やガイドラインの実質的な内容の策定、制度の整備および施行は、各国・地域で実施されます。以降このコースでは特に断らない限り、バーゼル規制は国際合意を踏まえた本邦の法令やガイドラインのことを指すものとします。

各国・地域の金融監督当局が法令やガイドラインを定める際には、所轄する金融業界の事情や慣行などを踏まえた裁量が認められています。本邦において重要なのは、国際合意の内容がほぼそのまま適用される銀行「国際統一基準行^{※13}」と、国内金融監督当局による裁量が適用される銀行「国内基準行^{※14}」の区別です。

バーゼル規制は、大きくは「資本規制」「流動性規制」に分けることができます^{※15}。流動性規制については第 5 部で説明することにして、第 1 部では資本規制を解説します。

※10 スイスのバーゼルにある国際決済銀行（BIS）に設置され、先進国・地域の金融監督当局を中心に構成される機関。

※11 当時は BIS 規制と呼ばれていました。2004 年のバーゼル II 公表に伴ってバーゼル I と呼ばれるようになりました。

※12 2 度の大改正以外にも、一部の改定が何度か行われています。

※13 海外営業拠点（海外支店または海外現地法人）を有する本邦銀行をいいます。

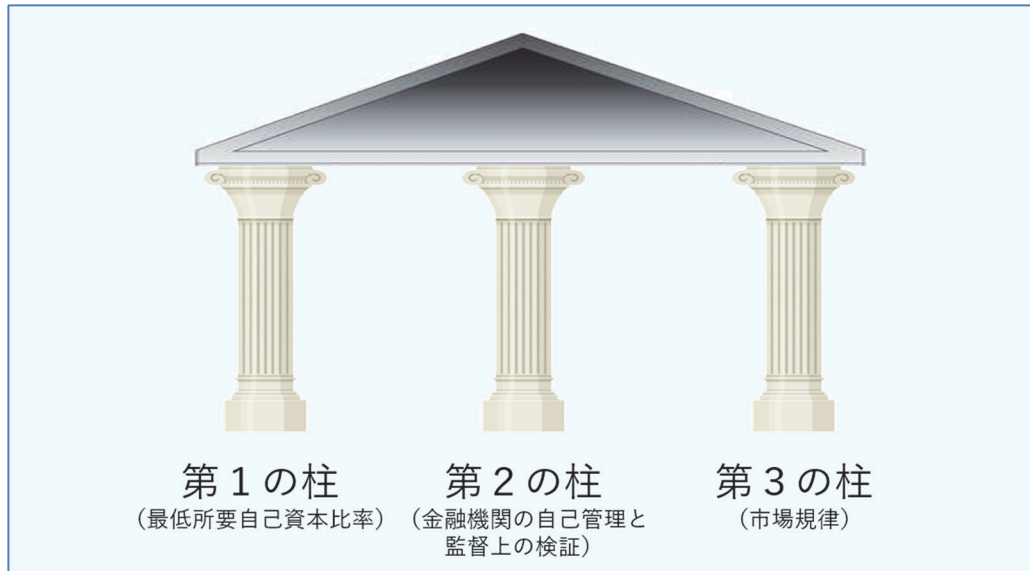
※14 海外営業拠点（海外支店または海外現地法人）を有しない本邦銀行をいいます。

※15 バーゼル銀行監督委員会のウェブサイト掲載のバーゼル III 要約表には他に大口エクスポージャー規制も含まれています。大口エクスポージャー規制は第 3 部で取り扱います。

（２） バーゼル資本規制

バーゼル資本規制は「第１の柱」「第２の柱」「第３の柱」から成り立っています。

図表 ４ バーゼル資本規制の３本の柱



第１の柱は「最低所要自己資本比率」の規定です。規制の中心的な位置付けであるため、後ほど掘り下げて説明します。

第２の柱は「金融機関の自己管理と監督上の検証」と呼ばれる規定です。これは、リスクプロファイルを評価したうえで自己資本がそれに対して十分であるかどうかを判定し、資本戦略を策定するという一連のプロセスの整備や、第１の柱では十分に捉えられないものも含めてリスクを総体的に捕捉、管理する態勢の構築を金融機関に求める内容となっています。第１の柱で十分に捉えられないリスクとしてはたとえば、銀行勘定の金利リスクがあります（第２部で解説します）。また第２の柱では、金融監督当局に対しても、金融機関がこうしたプロセスや態勢をきちんと運営しているかを確認・検証することを義務付けています。

第３の柱は「市場規律」と呼ばれ、市場規律の実効性を高めるために、金融市場の参加者に対しリスク量やリスクプロファイルに関する所定の情報を適時に開示するよう金融機関に要求しています。

(3) 規制上の自己資本比率

第 1 の柱では、国際的に活動する金融機関に対し、規制上の自己資本比率を、リスクの大小を勘案して所定の手法で算出された資産「リスク・アセット」金額の 8%以上に保つことを義務付けています。

この講座を学習中の方には、自己資本比率というと企業の財務分析で出てくる指標を思い起こす方もいるかもしれませんが、バーゼル規制でいう規制上の自己資本比率は、財務上の自己資本比率とは異なるものです。財務上の自己資本比率は、財務諸表の金額をそのまま用いて自己資本の総資産に対する割合として算出され、企業の財務基盤の強さを示します。これに対して、規制上の自己資本比率は、財務諸表の金額に一定の調整を加えて、もしくは計測されたリスク量を用いて規制上の自己資本のリスク・アセットに対する割合として算出され、リスク量に対する資本の十分性を示します。

図表 5 規制上の自己資本比率

$$\begin{aligned} \text{財務上の自己資本比率} &= \frac{\text{自己資本}}{\text{総資産}} \\ &\quad \text{財務諸表の金額をそのまま用いて算出} \\ &\quad \rightarrow \text{財務基盤の強さを示す指標} \\ \\ \text{規制上の自己資本比率} &= \frac{\text{規制上の自己資本}}{\text{リスク・アセット}} \\ &\quad \text{財務諸表の金額に一定の調整を加えて、} \\ &\quad \text{もしくは計測されたリスク量を用いて算出} \\ &\quad \rightarrow \text{リスク量に対する資本の十分性を示す指標} \end{aligned}$$

規制上の自己資本をリスク・アセットで割って求められる規制上の自己資本比率が、なぜリスク量に対する資本の十分性を示し、それが金融機関の評価にどう結び付くのでしょうか？ コースの最初でリスクは想定外の損失だと定義しました。金融機関の財務では、想定内の損失は予め引当金として費用計上できますが、想定外の損失は費用計上しないため、すべて金融機関の自己資本でまかなうと考えます。そして、自己資本が、事業を行う上での想定外の損失として見積もられるリスク量の総額を上回っていればいるほど、リスク量をまかなえるだけの自己資本が十分に確保されており、想定外の事態が発生しても金融機関が債務超過に陥ることなく、事業が継続できる（ゴーイング・コンサーン）確実性が高いということになるのです。

さて、規制上の自己資本がリスク量の総額を上回っているということと、規制上の自己資本比率が 8%より高いということは理論上イコールです。これを理解するためには、同比率の分母であるリスク・

アセットとは何かについて理解する必要があります。

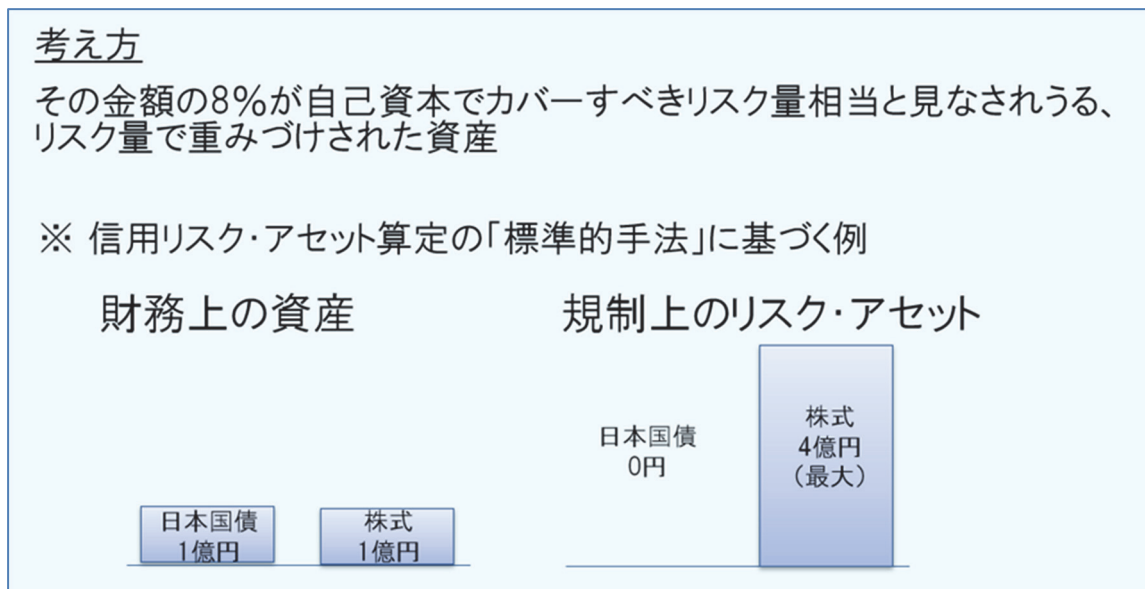
(4) リスク・アセット

規制上の自己資本比率の分母「リスク・アセット」とはどのようなものかについて説明します。

営利を目的とする金融機関は、利益の追求という事業目標を達成するためさまざまな資産（オンバランス資産だけでなく、オフバランスやデリバティブも含むのがポイント）を保有し活動を行います。その際、前回のレッスンで紹介したような多様なリスクにさらされることになります。

そこで、リスクを加味してより適切な財務運営、資本の十分性の確保を行うためには、さらされているリスクの大小を勘案して保有資産を評価し直したうえで計算された自己資本比率を一定水準以上に維持するといった、規制上のアプローチが採用されました。このアプローチに沿って評価し直された想定上の資産というのが、リスク・アセットの概念です。評価し直す基本的な考え方は、その金額の8%が自己資本でカバーすべきリスク量となるように（＝自己資本でカバーすべきリスク量に8%の逆数の12.5を乗ずる）計算すればリスク・アセットになるというものです。つまり、リスク・アセットとは、その金額の8%が自己資本でカバーすべきリスク量相当と見なされうる、リスク量で重みづけされた資産^{※16}と考えられます。

図表 6 リスク・アセット



※16 「リスク・アセット」は和訳から生まれた通称で、英語では risk weighted asset (RWA) といいます。

単純な例で説明すると、本邦金融機関が日本国債 1 億円と株式 1 億円を保有していた場合、財務上の資産としては同じ 1 億円でも、規制上の（信用）リスク・アセットとしては、信用リスク・アセット算出の「標準的手法」の内容によると、それぞれリスク・ウェイトと呼ばれる所定の掛目（日本国債は 0%、株式は銘柄の属性により 250~400%）を適用し、日本国債は 0 円、株式は 2.5~4 億円となります。この基本的な考え方は、日本国債は国が発行している債券なので信用リスク量はゼロと見なす一方、株式は企業が発行しているため信用リスクが存在するとされ、そのリスク量は 2.5~4 億円の 8% である 2,000~3,200 万円だということです。したがって、1 億円の株式の保有に伴い信用リスク量に相当する 2,000~3,200 万円分の最低所要自己資本を確保する必要がありますこととなります。なお、この例で出てきた「標準的手法」というのは、バーゼル規制上、複数認められているリスク・アセット計算手法のひとつです。詳しくは第 3 部で取り上げます。

リスク・アセットは、信用リスクとマーケット・リスク（市場リスク）^{※17} とオペレーショナル・リスクについてそれぞれ計算された後で^{※18}、それらを合計することで求められます。上記の信用リスク・アセット算出と同様、マーケット・リスクにも計算手法が複数認められています。信用リスクの場合を含め、これらの計算手法については第 2 部、第 3 部、第 4 部で後述しますが、一点だけ頭に入れておいていただきたいことがあります。

信用リスク、マーケット・リスクそれぞれにおいて規制上複数認められている計算手法は、その高度さの度合いで分類することができます。そして、高度な手法（内部モデル）で計算されたリスク・アセット（またはリスク相当額）は、簡便な手法（標準的手法）で計算された値より少なくなるように制度設計されています。これは、金融機関に対し、ノウハウやインフラなどの態勢を整えて内部モデルを使用し分母であるリスク・アセットを少なく算出することで自己資本比率を高く維持できるインセンティブを与えているのです。逆に、ノウハウやインフラが相対的に整っていない金融機関は、標準的手法を選択した結果リスク・アセットが多めに（＝保守的に）算出され、自己資本比率が低くなり制度の上では不利になるといえます^{※19}。

※17 バーゼル資本規制の和訳および同規制を受けた日本の規制では、市場リスクをマーケット・リスクと呼んでいます。

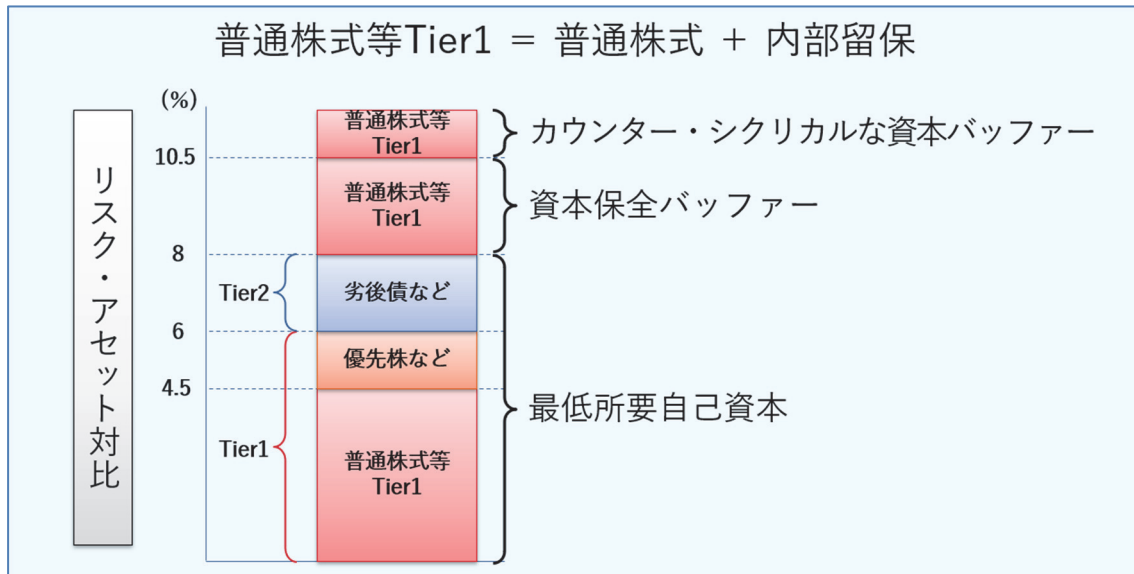
※18 マーケット・リスクとオペレーショナル・リスクについては、理屈上はここで定義したリスク・アセットがそれぞれ計算されると言えるため、それらをマーケット・リスク・アセット、オペレーショナル・リスク・アセットと呼ぶ場合もありますが、規制上はそうした呼称を用いず、計算手順より、「リスク相当額（＝リスク量）を 8% で除して得た値」という言い方をします。

※19 手法選択による有利不利の格差を縮め、金融機関間の相互比較可能性を向上させるため、内部モデルを使用して算出したリスク・アセットの下限を標準的手法による算出額の 72.5% とする資本フロア規制が、2023 年から 2028 年にかけて段階的に適用されることになっています。

（５） バーゼルⅢ後の最低所要自己資本比率

バーゼルⅠ以来、最低所要自己資本比率は8%として認識されてきていますが、バーゼルⅢとなった現在は少し事情が複雑になっています。現状を理解するには、バーゼル規制における最低所要自己資本比率の分子にあたる「規制上の自己資本」とはどのようなものかを知る必要があります。

図表 7 最低所要自己資本比率



1. 規制上の自己資本の階層^{※20}

- ☒ Tier 1
 - 普通株式等 Tier1：普通株式と内部留保
 - その他 Tier1：優先株など
- ☒ Tier 2：劣後債など

普通株式等 Tier1、その他 Tier1、Tier2 の順に、リスク（＝想定外の損失）に対する備えとして望ましい性質^{※21} を有しているといえます。

維持すべき自己資本は普通株式等 Tier1 を中核とするような枠組みになっています。まず、最低でもリスク・アセット対比で 8%を確保しなければならない自己資本（Tier1+Tier2）のうち、普通株式等

^{※20} 規制上、普通株式等 Tier1、その他 Tier1、Tier2 とされる資本調達手段は詳細に規定されています。また、調整項目といって、自己資本から控除すべき項目も数多く規定されています。

^{※21} 永続性（将来に亘って資本計上が見込めること）、継続時損失吸収性（自らの判断で配当や利払いを繰り延べることで損失を吸収できること）、清算時損失吸収性（清算時に預金者などの債権者よりも弁済順位が劣後すること）、明示性（発行時およびそれ以降、明確に識別可能なこと）です。

Tier1 は 4.5%以上、その他 Tier1 と合計したすべての Tier1 は 6%以上なければなりません。これら 4.5%、6%、8%の各最低所要自己資本比率を満たさない金融機関は早期是正措置^{※22} の対象となります。

2. 資本保全バッファ

金融市場のストレス状態に備えて、金融機関の保有するリスク量に係る分とは別に維持すべき普通株式等 Tier1 を資本保全バッファと言います。

普通株式等 Tier1 でリスク・アセット比 2.5%（資本保全バッファ比率と言います）準備する必要があります。

3. カウンター・シクリカル^{※23} な資本バッファ

「プロシクリカリティ^{※24}」を緩和するため、別途維持すべき普通株式等 Tier1 を指します。

従来、バーゼル規制の枠組みでは、景気後退などに伴いデフォルト率やデフォルト時損失率^{※25} が悪化すると、分母の信用リスク・アセットが増加して自己資本比率が低下し、その結果、金融機関が信用供与を抑制して景気をさらに下押ししてしまうプロシクリカリティを招くと指摘されてきました。これを緩和するためカウンター・シクリカルな資本バッファを導入し、金融機関の自己資本に対しリスク・アセット比 0～2.5%の間で定めるカウンター・シクリカル・バッファ比率で、好景気で調達が容易な時期に積み増しを、不景気で調達が困難な時期に取り崩しを促す仕組みとしたのです^{※26}。

資本保全バッファ比率（リスク・アセット比 2.5%）とカウンター・シクリカル・バッファ比率の合計を**最低資本バッファ比率**といい、バーゼルⅢにおいて新たに各金融機関が普通株式等 Tier1 で充足することを義務付けられた枠組みです。最低資本バッファ比率を充足できない金融機関は、その程度に応じた内容で、同比率を回復する手立てを含む社外流出制限計画の金融監督当局への提出・実行が求められます。

^{※22} 最低所要自己資本比率未達の度合いに応じて金融機関に下される命令のことで、改善計画の金融庁への提出・実行、自己資本の充実に資する措置、業務縮小などが含まれます。

^{※23} 循環を抑制するような、という意味。

^{※24} 循環を促進させること、という意味。

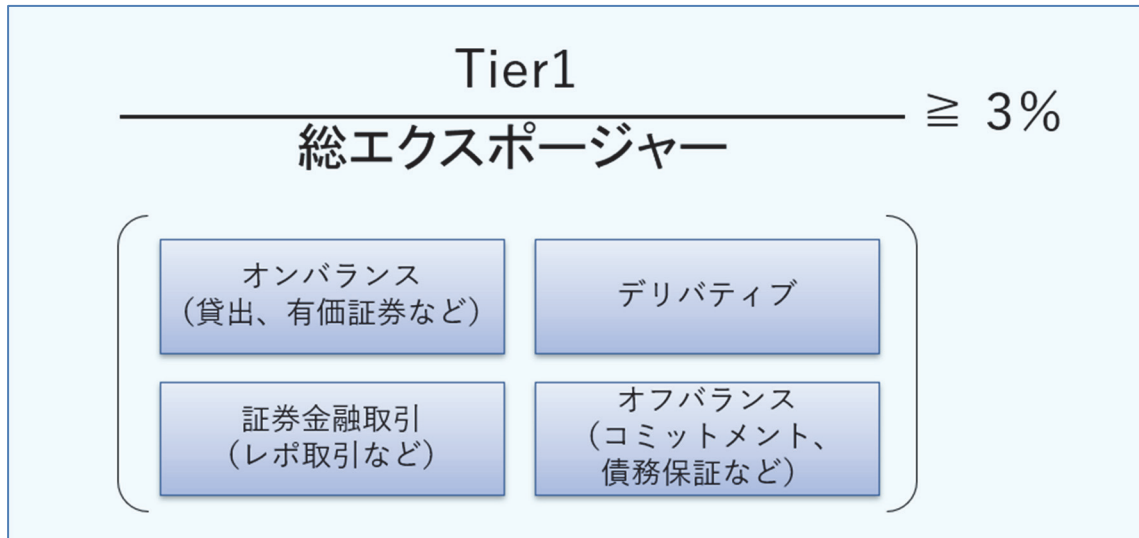
^{※25} デフォルト率やデフォルト時損失率については、第 3 部で解説します。

^{※26} 厳密には、各金融機関における最終的なカウンター・シクリカル・バッファ比率は、景気状態を反映して国・地域ごとに決められた同比率（2.5%を超える場合は 2.5%とする）を、当該金融機関の国・地域別の信用リスク・アセットの額で加重平均して求められます。

（６） レバレッジ比率

バーゼルⅢの資本規制では、新たにレバレッジ比率規制が導入されました。

図表 8 レバレッジ比率規制



金融機関が高い収益を目指すあまり、リスク・アセットを膨らまさない形で過度にレバレッジを拡大させることを防ぐため、バーゼルⅢで導入されました。資産をリスク量で重みづけすることなく Tier1 資本との比率を見るものです。対象エクスポージャー^{*27} は、オンバランス、デリバティブ、証券金融取引、オフバランスの 4 種類となっています。レバレッジ比率が 3%を下回った金融機関は早期是正措置の対象となります。

^{*27} 金融資産の中でリスクにさらされている部分をいいます。

（７） 金融機関のタイプによる差異

バーゼル資本規制は、金融機関のタイプによって内容が異なる部分があります。主なものは以下のとおりです。

グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）※28

- ☑ リスク・アセット対比で1.0～3.5%まで上乗せされる最低資本バッファ比率が適用されます。
- ☑ レバレッジ比率規制についても上乗せバッファ（最低資本バッファの半分のパーセントポイント）が適用されます。

国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）※29

- ☑ 最低資本バッファ比率の上乗せが適用されます。

国内基準行

- ☑ 最低所要自己資本比率はリスク・アセット比4%です※30。
- ☑ 最低所要自己資本比率の分子の規制上の自己資本は、コア資本（普通株式等 Tier1 に加え、所定の資本調達手段の算入が認められ、いくつかの調整項目を加減した自己資本）です。
- ☑ 最低資本バッファ比率やレバレッジ比率は適用されません。

トレーディング勘定※31 を設置していないか、その残高が小規模な金融機関

- ☑ リスク・アセットの計算にマーケット・リスクを含めない扱いが可能です。

※28 主要国の中央銀行や金融監督当局から成る、金融システムの安定を担う国際機関の金融安定理事会が毎年、適用される最低資本バッファ比率上乗せパーセントポイントとともに指定します。また、同理事会による、金融機関の「大き過ぎてつぶせない問題（too big to fail）」対策としての総損失吸収力（Total Loss-Absorbing Capacity：TLAC）規制の対象にもなり、連結自己資本比率の分母比で18%、レバレッジ比率の分母比で6.75%のTLAC調達手段（一定要件を満たす、規制上の自己資本や長期社債など）の確保が求められます。

※29 各国・地域の金融監督当局が、適用される最低資本バッファ比率上乗せパーセントポイントとともに指定します。

※30 信用リスク・アセットの計算手法として内部格付手法（レッスン13で学習）を採用している金融機関は、国際統一基準行同様、普通株式等 Tier1 をリスク・アセット対比で4.5%を確保しなければなりません。

※31 金融市場の短期的な変動、市場間の格差等を利用して、利益を得たり損失を減少させたりすることを目的とする取引を経理する勘定をいいます。

銀行以外の主な金融機関

☑ 農林中金

D-SIBs として金融庁の指定を受けています。

☑ 商工中金

国際統一基準行と同様の扱いを受けますが、最低所要自己資本比率規定は義務ではなく目標とされています。

☑ 信金中金

国内基準行と同様の扱いを受けます。

☑ その他（信用金庫、信用組合・全信組連、労働金庫・労金連、農協・漁協）

国内基準行と同様の扱いを受けますが、リスク・アセットの計算上マーケット・リスクは対象になりません。

その他、規制上の自己資本の定義など、業態ごとに詳細な規定があります。

また、本邦の証券会社には、「自己資本規制比率」を 120% 以上に維持する義務が課せられています。第 1 の柱の最低所要自己資本比率と比較すると、リスク・アセット概念がなく、規制上の自己資本（分子）と市場リスク、取引先リスク（第 1 の柱の信用リスクに相当）、基礎的リスク（同じくオペレーショナル・リスクに相当）から成る総リスク相当額（分母）をそのまま対比させている点を除くと、基本的な考え方は類似しています。

図表 9 本邦証券会社の自己資本規制比率

$$\frac{\text{固定化されていない自己資本}^*}{\text{総リスク相当額}} \geq 120\%$$

{

市場リスク相当額

取引先リスク相当額

基礎的リスク相当額

}

* 純資産に劣後債や引当金を加算し（一定の調整あり）、処分不能な固定的資産額を控除して算出

保険会社については、バーゼル資本規制と同様の枠組みで第1～第3の柱で構成され、保険会社の経済価値ベースの保険金支払能力を維持する新たな資本規制「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準」について、2025年の国内導入に向けた検討が進んでいます。

（８） 金融規制とリスク管理

第1部では、リスク管理業務とは何かから話を始め、バーゼル資本規制の要点を第1の柱を中心に説明しましたが、第2部以降への橋渡しも兼ねて一点つけ加えておきます。

第1の柱は、計測された総リスク量をもって、最低所要自己資本とするという考え方に立っていますが、第1の柱で求められる最低所要自己資本を確保することが、リスク管理業務の本来の目的ではありません。第1の柱だけでは単に、規制上決められた手法でリスク量の計測やリスク・アセットの算出を行い、規制上決められた自己資本をその8%以上確保することで規制を遵守するというに過ぎません。

金融機関には第2の柱の趣旨を踏まえたリスク管理態勢の構築が求められます。つまり、リスクプロファイルを評価したうえで自己資本がそれに対して十分であるかどうかを判定し、資本戦略を策定するという一連のプロセスの整備や、第1の柱では十分に捉えられないものも含めてリスクを総体的に捕捉、管理する態勢の構築によって、金融機関自らが創意工夫を重ねてリスク管理業務を進めていく必要があります。第2部～第5部では、この観点で、金融機関が取り組んでいるリスク管理の実務をリスク・カテゴリー別に紹介し、各部の終わりでリスク・カテゴリーごとの規制上の扱いについて学習することにします。